

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 25 件

厚生年金関係 25 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和17年10月21日から19年2月1日までの期間の労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を17年10月21日に、資格喪失日に係る記録を19年2月1日とし、当該期間の標準報酬月額に係る記録を17年10月から18年8月までは30円、同年9月から19年1月までは60円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の労働者年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年2月1日まで
昭和17年6月からC県D町にあった「A」の軍需工場に勤務し、E製品のF作業及びG部品のH作業に従事し、19年2月に陸軍に入隊したが、年金記録を確認したところ、同社における記録が無かった。当時の職場の同僚や社員寮で同室だった同僚の名前も記憶しているので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和17年10月21日から19年2月1日までの期間について、申立人の申立事業所における工場や寮の配置、作業内容及び当時の出来事等の具体的な供述、A社の回答、同社から提出された資料、複数の元従業員の供述並びにC県I部が発行した申立人の軍歴に関する履歴書から判断すると、申立人が同社B工場に勤務していたことが認められる。

また、A社B工場でE製品のJ部品を製造していたとする元従業員は、同工場内の「K工場」と呼ばれる工場でE製品を製造していたこと、及び同郷の同僚と申立人が同工場に勤務し、同じ職場でE製品のF作業及びH作業に従事していたことを記憶しており、申立人も、この同じ職場で同じ作業に従事していたとする同僚を記憶しているところ、同工場に係る健康

保険労働者年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、当該同僚が労働者年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が、A社B工場の社員寮で同室であり、申立人と同様にL製品のF作業であったとする同僚二人が、同工場に係る被保険者名簿により、昭和17年10月21日に労働者年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人は、このうち一人について、「自分と同郷の同級生であり、給与も同じくらいだった。」と供述している。

加えて、A社B工場に係る被保険者名簿により、同工場で申立期間に被保険者であることが確認できる者で、任意に抽出した1,755人のうち、生存及び所在が確認できた100人に照会したところ、42人から回答があり、22人が申立人と同様にL製品のF作業に従事していたとしているほか、13人が「E製品のF作業及びH作業は高い技術を要するため正社員であり、正社員は全員が労働者年金保険に加入していた。」旨の回答をしており、そのうち3人は、「当時は臨時社員と学徒動員以外は正社員だった。」と回答している。

また、A社は、「当該事業所において申立人が従事していた業務があり、当該業務に従事していた同僚に被保険者記録があれば、申立人についても当該事業所において被保険者として取り扱っていた可能性がある。」としている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和17年10月21日から19年2月1日までの期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が同郷の同級生であったとする同僚のA社B工場に係る被保険者名簿の記録から、昭和17年10月から18年8月までは30円、同年9月から19年1月までは60円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く、不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても保険出張所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から保険出張所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、保険出張所は、申立人に係る昭和17年10月から19年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和17年6月1日から同年10月21日までの

期間について、A社は、申立人に係る資料を保管していないと回答しており、申立人の勤務実態を確認することができない。

また、A社B工場において、申立人と同じ職場で同じ作業に従事していた同僚及び社員寮で同室であった同僚二人はいずれも既に死亡しているほか、申立人が同工場に勤務していたことを記憶する同僚も申立人が同工場に勤務を開始した時期については記憶が明確ではない。

このほか、申立人の当該期間に係る労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、当該期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 53 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 12 万 6,000 円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（53 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 53 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（12 万 6,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月 1 日から 16 年 9 月 1 日まで

申立期間は、A社に在籍し、海外の関連会社に勤務していた期間であり、会社からの説明では、海外赴任中の標準報酬月額は赴任時の標準報酬月額とするとのことだったが、記録を確認したところ、平成 15 年 9 月から 16 年 8 月までの期間については、年金額に反映する標準報酬月額が、赴任時よりも低額になっていた。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 12 万 6,000 円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 25 年 3 月 4 日に 53 万円に訂正されたところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年

金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（53万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（12万6,000円）となっている。

しかしながら、A社からの回答及び同社から提出された給与明細書等により、申立人は、申立期間について、訂正前の標準報酬月額（12万6,000円）を上回る報酬月額の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（62万円）より低い標準報酬月額（53万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の給与明細書において確認できる保険料控除額により、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果62万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の56万円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（62万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（56万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月 1 日から 16 年 9 月 1 日まで

申立期間は、A社に在籍し、海外の関連会社に勤務していた期間であり、会社からの説明では、海外赴任中の標準報酬月額は赴任時の標準報酬月額とするとのことだったが、記録を確認したところ、平成15年9月から16年8月までの期間については、年金額に反映する標準報酬月額が、赴任時よりも低額になっていた。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初56万円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成25年3月4日に62万円に訂正されたところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（62万

円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(56万円)となっている。

しかしながら、A社からの回答及び同社から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(62万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に誤って提出し、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果47万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の15万円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（15万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月 1 日から 16 年 9 月 1 日まで
申立期間は、A社に在籍し、海外の関連会社に勤務していた期間であり、会社からの説明では、海外赴任中の標準報酬月額は赴任時の標準報酬月額とするとのことだったが、記録を確認したところ、平成 15 年 9 月から 16 年 8 月までの期間については、年金額に反映する標準報酬月額が、赴任時よりも低額になっていた。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 15 万円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 25 年 3 月 4 日に 47 万円に訂正されたところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（47 万

円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(15万円)となっている。

しかしながら、A社からの回答及び同社から提出された給与明細書等により、申立人は、申立期間について、訂正前の標準報酬月額(15万円)を上回る報酬月額の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額(44万円)より高い標準報酬月額(47万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の給与明細書等において確認できる報酬月額により、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に誤って提出し、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果50万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の14万2,000円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（14万2,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月1日から16年9月1日まで

申立期間は、A社に在籍し、海外の関連会社に勤務していた期間であり、会社からの説明では、海外赴任中の標準報酬月額は赴任時の標準報酬月額とするとのことだったが、記録を確認したところ、平成15年9月から16年8月までの期間については、年金額に反映する標準報酬月額が、赴任時よりも低額になっていた。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初14万2,000円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成25年3月4日に50万円に訂正されたところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年

金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（50万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（14万2,000円）となっている。

しかしながら、A社からの回答及び同社から提出された給与明細書等により、申立人は、申立期間について、訂正前の標準報酬月額（14万2,000円）を上回る報酬月額の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（62万円）より低い標準報酬月額（50万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の給与明細書において確認できる保険料控除額により、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果44万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月1日から16年5月1日まで

申立期間は、A社に在籍し、海外の関連会社に勤務していた期間であり、会社からの説明では、海外赴任中の標準報酬月額は赴任時の標準報酬月額とするとのことだったが、記録を確認したところ、平成15年9月から16年4月までの期間については、年金額に反映する標準報酬月額が、赴任時よりも低額になっていた。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成25年3月4日に44万円に訂正されたところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額

ては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 36 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 9 万 8,000 円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（36 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 36 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月 1 日から 16 年 9 月 1 日まで

申立期間は、A社に在籍し、海外の関連会社に勤務していた期間であり、会社からの説明では、海外赴任中の標準報酬月額は赴任時の標準報酬月額とするとのことだったが、記録を確認したところ、平成 15 年 9 月から 16 年 8 月までの期間については、年金額に反映する標準報酬月額が、赴任時よりも低額になっていた。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 9 万 8,000 円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 25 年 3 月 4 日に 36 万円に訂正されたところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額

の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（36万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかしながら、A社からの回答及び同社から提出された給与明細書等により、申立人は、申立期間について、訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）を上回る報酬月額の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（38万円）より低い標準報酬月額（36万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の給与明細書において確認できる保険料控除額により、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果47万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（47万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月1日から16年9月1日まで

申立期間は、A社に在籍し、海外の関連会社に勤務していた期間であり、会社からの説明では、海外赴任中の標準報酬月額は赴任時の標準報酬月額とするとのことだったが、記録を確認したところ、平成15年9月から16年8月までの期間については、年金額に反映する標準報酬月額が、赴任時よりも低額になっていた。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成25年3月4日に47万円に訂正されたところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額

の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（47万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかしながら、A社からの回答及び同社から提出された給与明細書等により、申立人は、申立期間について、訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）を上回る報酬月額の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（50万円）より低い標準報酬月額（47万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の給与明細書において確認できる保険料控除額により、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 56 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 19 万円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（56 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 56 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（19 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月 1 日から 16 年 9 月 1 日まで

申立期間は、A社に在籍し、海外の関連会社に勤務していた期間であり、会社からの説明では、海外赴任中の標準報酬月額は赴任時の標準報酬月額とするとのことだったが、記録を確認したところ、平成 15 年 9 月から 16 年 8 月までの期間については、年金額に反映する標準報酬月額が、赴任時よりも低額になっていた。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 19 万円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 25 年 3 月 4 日に 56 万円に訂正されたところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の

計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（56万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（19万円）となっている。

しかしながら、A社からの回答及び同社から提出された給与明細書等により、申立人は、申立期間について、訂正前の標準報酬月額（19万円）を上回る報酬月額の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（62万円）より低い標準報酬月額（56万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の給与明細書において確認できる保険料控除額により、56万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 36 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 26 万円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（36 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 36 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（26 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月 1 日から 16 年 9 月 1 日まで

申立期間は、A社に在籍し、海外の関連会社に勤務していた期間であり、会社からの説明では、海外赴任中の標準報酬月額は赴任時の標準報酬月額とするとのことだったが、記録を確認したところ、平成 15 年 9 月から 16 年 8 月までの期間については、年金額に反映する標準報酬月額が、赴任時よりも低額になっていた。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 26 万円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 25 年 3 月 4 日に 36 万円に訂正されたところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の

計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（36万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（26万円）となっている。

しかしながら、A社からの回答及び同社から提出された給与明細書等により、申立人は、申立期間について、訂正前の標準報酬月額（26万円）を上回る報酬月額の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（62万円）より低い標準報酬月額（36万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の給与明細書において確認できる保険料控除額により、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果41万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の11万8,000円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（11万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月1日から16年9月1日まで

申立期間は、A社に在籍し、海外の関連会社に勤務していた期間であり、会社からの説明では、海外赴任中の標準報酬月額は赴任時の標準報酬月額とするとのことだったが、記録を確認したところ、平成15年9月から16年8月までの期間については、年金額に反映する標準報酬月額が、赴任時よりも低額になっていた。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初11万8,000円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成25年3月4日に41万円に訂正されたところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年

金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（41万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（11万8,000円）となっている。

しかしながら、A社からの回答及び同社から提出された給与明細書等により、申立人は、申立期間について、訂正前の標準報酬月額（11万8,000円）を上回る報酬月額の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（50万円又は62万円）より低い標準報酬月額（41万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の給与明細書において確認できる保険料控除額により、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果44万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月1日から16年9月1日まで

申立期間は、A社に在籍し、海外の関連会社に勤務していた期間であり、会社からの説明では、海外赴任中の標準報酬月額は赴任時の標準報酬月額とするとのことだったが、記録を確認したところ、平成15年9月から16年8月までの期間については、年金額に反映する標準報酬月額が、赴任時よりも低額になっていた。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成25年3月4日に44万円に訂正されたところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額

の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（44万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかしながら、A社からの回答及び同社から提出された給与明細書等により、申立人は、申立期間について、訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）を上回る報酬月額の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（59万円又は62万円）より低い標準報酬月額（44万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の給与明細書において確認できる保険料控除額により、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所Bセンターにおける資格喪失日に係る記録を昭和46年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月31日から同年6月1日まで

昭和41年4月にA事業所（現在は、C事業所）に職員として採用されて以降、平成13年4月1日まで継続して勤務していたが、A事業所BセンターからD事業所E部に異動した際の申立期間に係る年金記録の欠落がある。第三者委員会で調査の上、当該期間の記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びC事業所から提出された申立人に係る履歴書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A事業所及びD事業所に継続して勤務し（昭和46年6月1日にA事業所BセンターからD事業所E部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所Bセンターにおける昭和46年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和46年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険

の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（茨城）厚生年金 事案 7873

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 10 日

申立期間に賞与が支給されたが、年金事務所の記録では、その記録が無い。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場による資料「2005年（H17）6月賞与総支給額及び（厚保）保険料控除額」により、申立人は、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで
昭和36年4月にA社に入社し、平成10年7月末まで勤務したが、厚生年金保険の記録では、昭和49年3月の加入記録が無い。この期間も継続して勤務をしていたので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金基金の記録、健康保険組合の被保険者記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人に係る厚生年金基金の記録から、昭和49年4月1日とし、申立人のA社C支店における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和49年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明としているが、事業主が申立人に係る資格喪失日を昭和49年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を申立人

の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（新潟）厚生年金 事案 7876

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は15万円、申立期間②は11万6,000円、申立期間③は10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月12日
② 平成17年12月16日
③ 平成18年8月11日

年金記録を確認したところ、A社において、平成17年8月、同年12月及び18年8月に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は15万円、申立期間②は11万6,000円、申立期間③は10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（栃木）厚生年金 事案 7877

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を14万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 12 日

年金記録を確認したところ、A社において、平成 17 年 8 月に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、14万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（新潟）厚生年金 事案 7878

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①及び②は4万円、申立期間③は4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 8 日
② 平成 15 年 12 月 19 日
③ 平成 17 年 8 月 12 日

年金記録を確認したところ、A社において、平成15年8月、同年12月及び17年8月に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①及び②は4万円、申立期間③は4万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（新潟）厚生年金 事案 7879

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C製作所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年8月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額を50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月5日から20年8月16日まで

私は、昭和19年4月5日から20年8月15日まで、A社C製作所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録では、19年6月5日に資格喪失となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の一人が「申立人は終戦まで勤務していた。」と述べていること、及び申立人の申立期間に係る勤務状況の説明が複数の同僚の勤務状況の説明と一致していることから、申立人が申立期間においてA社C製作所に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると申立人のA社C製作所における資格喪失日は昭和19年6月5日とされており、申立人の被保険者台帳に記載された同事業所における資格喪失日も同日とされている。

しかしながら、A社C製作所に係る被保険者名簿には申立人の資格喪失日は記載されておらず、同様に資格喪失日が記載されていない者が多数確認でき、年金事務所は「資格喪失日が記載されていない者が多数存在する理由は不明である。」旨を回答している。

また、被保険者台帳において昭和19年6月頃に資格喪失したとされている者の中には、オンライン記録では終戦まで被保険者資格が継続している者やA社C製作所に係る被保険者名簿に記載された資格喪失日が被保険

者台帳に記載された資格喪失日より後の日付となっている者が複数確認でき、これらのことから、社会保険事務所（当時）による同事業所に係る被保険者記録の管理が適正に行われていたとは言い難い。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社C製作所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和20年8月16日と認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、A社C製作所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿における記録から、50円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、同賞与に係る支給日を平成19年12月10日とし、標準賞与額を30万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年2月
② 平成19年12月
③ 平成20年2月

A社団法人において、申立期間に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人に係るB銀行C支店の取引明細表により、申立人が当該期間において賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚は、所持する賞与明細書により、申立期間②において、厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②における標準賞与額については、前

述の取引明細表により推認できる厚生年金保険料控除額から、30万7,000円とすることが妥当である。

また、申立期間②に係る賞与の支給日については、前述の取引明細表から、平成19年12月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①及び③については、前述の取引明細表により、A社団法人からの給与の振込みは確認できるものの、当該期間に係る賞与の振込みは確認できない。

また、A社団法人は既に閉鎖しており、申立期間①及び③当時の事業主に照会しても、回答は得られないことから、申立てに係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、同賞与に係る支給日を平成19年12月20日とし、標準賞与額を11万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月

A社団法人において、申立期間に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された金融機関の預金通帳の写しにより、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、同僚が所持する賞与明細書により、申立期間において、厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、前述の預金通帳の写しにより推認できる厚生年金保険料控除額から、11万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間に係る賞与の支給日については、前述の預金通帳の写し

から、平成19年12月20日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7882（埼玉厚生年金事案 5750 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間⑤に係る標準報酬月額については、2万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年10月11日から35年4月10日まで
② 昭和35年8月10日から36年10月1日まで
③ 昭和37年1月1日から39年2月1日まで
④ 昭和39年2月1日から40年2月1日まで
⑤ 昭和39年5月1日から同年8月1日まで

申立期間①から④までについて、年金事務所の記録では、脱退手当金を受領したことになっているが、A社及びB社を退職したときに、脱退手当金を受け取った記憶は無い。前回の審議では、申立てを認めてもらえなかったが、再度調査の上、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。また、申立期間⑤について、給与から控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立人が所持する給与支払明細書により、申立期間⑤に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間⑤に係る標準報酬月額については、前

述の申立人の所持する給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間⑤に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立人の脱退手当金に係る申立てについては、i) 申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和40年10月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことがえないうこと、ii) 申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間①から④までの被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、当該期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然であることなどを理由として、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成23年7月13日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は新たな資料として、B社勤務当時の給与支払明細書の一部、同僚との写真及び会社の封筒を提出したが、これらの資料は年金記録確認埼玉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認め難い上、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現

存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなど、いわゆる周辺事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらない上、申立人のB社における在職期間中に同事業所において厚生年金保険の被保険者であった同僚 11 人に今回、照会をしたところ、7人から回答があったが、新たな資料や情報は得られず、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間①から④までに係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東（群馬）厚生年金 事案 7883

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月21日から同年4月1日まで
昭和33年11月1日からA社に勤務し、37年4月1日付けで、グループ会社であるB社へ期間を空けずに異動したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述及び申立人の勤務実態に係る詳細な供述内容から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和37年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所

(当時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（群馬）厚生年金 事案 7884

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年3月21日から同年4月1日まで
昭和36年4月21日からA社に勤務し、37年4月1日付けで、グループ会社であるB社へ期間を空けずに異動したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述及び申立人の勤務実態に係る詳細な供述内容から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和37年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所

(当時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和34年2月1日に、資格喪失日に係る記録を37年3月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万2,000円に、申立期間②の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年2月1日から同年4月1日まで
② 昭和37年2月25日から同年3月1日まで

昭和29年4月1日からA社に勤務し、34年2月1日付けで同社B支店に異動、その後、37年3月1日付けでA社へ異動し、同年7月31日付けで退職するまで継続して勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述及び申立人の勤務実態に係る詳細な供述内容から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和34年2月1日に同社から同社B支店に、37年3月1日に同社B支店から同社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和34年4月及び37年1月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立期間①は1万2,000円に、申立期間②は1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについ

ては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（新潟）厚生年金 事案 7869（新潟厚生年金事案 1278 及び 1618 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 6 月 1 日から 22 年 5 月 15 日まで

過去 2 回の申立てにおいて、記録の訂正は認められないとの通知を受け取ったが、昭和 21 年 6 月 1 日以前から勤務していたことは同僚の証言から確認できているはずなので、私の厚生年金保険の被保険者資格取得日は 21 年 6 月 1 日若しくはそれ以前であるはずである。また、申立期間当時、父が職員に古い封筒の中に給与を入れて渡しており、私も同じように受け取っていたが、封を切らずに母に渡していた。申立期間について働いていたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 同僚の一人は、「申立人の実家が A 県 B 事業所 C 出張所の配給所となっており、申立人が、実家で家業を手伝っていたことは記憶しているが、職員であったかどうかは分からない。」と証言していること、ii) 申立人が「A 県 B 事業所 D 所」の事業主であったとする父は既に亡くなっている上、A 県 B 事業所の事業を継承した E 社は、「申立人に係る当時の資料は、その資格取得年月日欄に『二二. 五. 一五』と記載されている被保険者一覧だけであり、それ以外の資料は保管していない。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険の適用状況等について確認することができないこと、iii) 厚生年金保険事業所別被保険者名簿からは申立人の氏名は確認できない上、E 社が保管する被保険者一覧には、申立人の資格取得年月日欄に「二二. 五. 一五」と記載されており、当該取得日は申立人の厚生年金保険被保険者記録と一致して

いることから、既に年金記録確認新潟地方第三者委員会（当時）において平成23年2月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、「父親には、自身が所長をしていたA県B事業所C出張所において、厚生年金保険の加入記録があり、私は、申立期間当時、家業の仕事をしていた。一緒に働いていた元同僚にも厚生年金保険の加入記録があるのに、父親が息子である私を加入させなかったとは考えにくい。」と主張し、申立てに係る事業所をA県B事業所C出張所に變更し、再申立てを行っているが、元同僚が「申立人が実家で家業を手伝っていたことは記憶しているが、職員であったかどうかは分からない。」「申立人と一緒に仕事をしていたが、申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。申立人の申立期間当時、私も厚生年金保険の加入期間とはなっていない。」と供述していることなどから、既に年金記録確認新潟地方第三者委員会において平成24年3月13日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、再々申立てに当たって、申立人は、「私が昭和21年6月1日以前から勤務していたことは前回までの同僚の証言から確認できているはずなので、私の厚生年金保険の被保険者資格取得日は21年6月1日若しくはそれ以前であるはずである。」と主張している。

しかしながら、二人の元同僚は、「勤務を開始した時期と厚生年金保険の取得日は相違している。」としており、それぞれの勤務開始時期について、一人は昭和20年4月頃、もう一人は21年4月頃であると供述しているため、当該二人の厚生年金保険被保険者記録を調査したところ、実際の取得日は21年6月1日と23年1月1日であることから、それぞれ約1年2か月後と約1年8か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このことから、申立期間当時、申立人はF事業所A県C支所（A県B事業所C出張所から名称変更）に勤務（勤務地はD所）していたことは認められるが、当該事業所においては、勤務開始から相当期間経過後に職員として厚生年金保険に加入させていたことがうかがえるほか、元同僚においても職員としての厚生年金保険の加入時期は一律ではなかったことが推認できる。

また、厚生年金保険事業所別被保険者名簿からは、申立人のほか二人の被保険者が同日で資格を取得し、厚生年金保険被保険者記号番号は連番であることが確認できる上、当該3人の資格取得日はE社が保管する被保険者一覧と一致していることが確認できる。

さらに、申立人のF事業所A県C支所に係る被保険者記録は厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）とも一致している。

このほか、申立人から申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や情報の提出は無く、年金記録確認新潟地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案7870（埼玉厚生年金事案808の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月26日から42年3月1日まで
前回記録の訂正は認められないとの通知を受け取ったが、会社（A社）からは、脱退手当金について何の説明も無く、制度すら知らなかった。今回、新たな資料は無いが、一時金を受け取ったというのであれば、証拠を出してほしいので、再度申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 事業主による代理請求がなされた可能性が考えられること、ii) 厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、脱退手当金裁定のために社会保険庁（当時）から管轄社会保険事務所（当時）に対して申立人の標準報酬月額が回答がなされたことが確認できること、iii) 申立期間の脱退手当金として支給された額に計算上の誤りは無く、資格喪失日から約5か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことなどを理由として、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成21年3月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料は無いが、再度、調査審議をしてほしいと申し立てている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたこと

になっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断しなければならない事案である。

本事案においては、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、脱退手当金支給決定日（昭和42年8月18日）より前の同年5月16日に社会保険庁から管轄社会保険事務所に対して申立人の標準報酬月額への回答がなされていることが確認できることから、脱退手当金裁定のために記録照会及び回答が行われたものと推認できる上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、申立人に係る年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらない。

また、今回、申立人の資格喪失日の前後3年以内にA社の資格を喪失した同僚46人に改めて照会したところ、20人から回答があり、複数の同僚が「会社から脱退手当金についての説明は無かった。」としているものの、別の複数の同僚は「人事課から退職時に脱退手当金の説明があった。」、「退職時に将来年金として受給するか、今、年金を脱退して一時金として受給するかを聞かれた。」としていることなどから判断すると、事業主による代理請求が行われなかったとまでは言えない。

さらに、申立人はA社を退職後すぐに国民年金の加入手続をしたと主張しているが、申立人の国民年金加入時期についてB市保険年金課は、「国民年金被保険者名簿により昭和50年10月22日に加入手続の受付をしたと推察される。」と回答しているほか、申立人の国民年金手帳記号番号は50年11月以降に払い出されていることが推認できることから、申立人の当該主張と一致しない上、42年4月から50年3月までの長期間にわたり国民年金保険料の納付記録の無い申立人が、脱退手当金を受給していたことに不自然さはうかがえないなど、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

そのほか、年金記録確認埼玉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東（山梨）厚生年金 事案 7872

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 25 日から 36 年 12 月 31 日まで
私は、結婚のため昭和 36 年 12 月に A 社 B 支店を退職した。退職にあたり脱退手当金の説明を受けた記憶は無く、脱退手当金を受け取ったとする 37 年 4 月 4 日には結婚しているため、一時金を受け取っているならば夫も記憶しているはずである。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 37 年 4 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A 社 B 支店に勤務し申立人の資格喪失日前後に退職した複数の同僚は、「総務の担当者から口頭で脱退手当金の説明を受けた。一時金より将来のことを考え受給しなかった。」「退職金か脱退手当金か定かではないが、10 万円を現金で受け取った記憶がある。その中に含まれていたかもしれない。脱退手当金の説明をしてくれた者の氏名は覚えている。」と供述している。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日前後 2 年間に資格喪失した女性 12 人のうち 8 人が脱退手当金を受給しており、支給決定までの日数は 1 人が 7 か月以内、残りの 7 人についてはいずれも 4 か月以内である上、同社から脱退手当金の説明を受けて脱退手当金を受給したとする同僚は、「自分で社会保険事務所（当時）に行って脱退手当金を請求した

記憶は無い。」と供述していることから、事業主による脱退手当金の代理請求がなされた可能性がうかがえる。

加えて、申立人は、昭和 36 年 12 月に A 社 B 支店を退職後、51 年に国民年金に加入するまで公的年金の記録が確認できないことを考えると、申立人が申立期間の事業所を退職後に脱退手当金を受給することに不自然さやうかがえないなど、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほかに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案7874

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年2月5日から40年1月1日まで
年金事務所の記録では、昭和40年3月12日に脱退手当金を受給した
ことになっているが、受給した記憶は無いので、厚生年金保険の被保険者
期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書の添付書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、「脱 A（社会保険事務所（当時）名）」の表示が確認できることから、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿における申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和40年3月12日に支給決定されており、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7886

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 12 月 24 日から 40 年 4 月 20 日まで
② 昭和 41 年 11 月 30 日から 42 年 6 月 3 日まで
申立期間①についてはA社、申立期間②についてはB社に勤務し、それぞれ給与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の被保険者としての記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚の供述及び申立人提出の申立事業所に係る身分証明書から、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業所は昭和 49 年 12 月 3 日に解散し、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間の勤務の実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立期間①において申立人の氏名は無く、健康保険証の番号に欠番も無い。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとする同僚は、「申立期間①当時は、入社後、一定期間の試用期間があり、その後でなければ社会保険に加入できなかった。申立人及び私はアルバイト勤務であったので、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

加えて、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間①当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚に照会したが、申立人について厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られなかった。

2 申立期間②について、申立人の記憶する事業所名及び事業所所在地並びに勤務実態に係る申立内容から、期間の特定はできないものの、申立人がB社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社の事業主は、「申立期間②当時の人事記録は保管されておらず、当時を知る社員もいないことから、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の給与からの控除等については不明である。」と供述している。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿では、申立期間②において申立人の氏名は無く、健康保険証の番号に欠番も無い。

さらに、当該事業所別被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚に照会したが、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、申立人が一緒に勤務したと申述する複数の同僚について、B社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

3 このほか、申立人が申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。